

6 再発防止策の策定・実施

「5-1 調査の目的・概要及び目標」に照らし、今後の学校事故予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である。

(1) 詳細調査委員会の報告書等の活用

P. 19 **報告，支援要請連絡系統図**参照

学校 学校の設置者

- 報告書の提言を受けて、当該校の教職員や同地域の学校の教職員間等で報告書の内容について共通理解を図り、危機管理に関する研修を位置付けたり、不十分である可能性が明らかとなった部分の安全管理を徹底したりするなど、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価する。その際、必要に応じて市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）は都道府県教育委員会に、私立・株式会社立学校は、都道府県等担当課に必要な支援・助言を得る。
- 学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして、具体的、実践的な再発防止策を策定し、マニュアル等にまとめ、その徹底を図られるよう努める。
- 詳細調査委員会から調査結果の報告を受けた学校の設置者は、以下のとおり報告する。その際、報告書の公表の取り扱いについても併せて情報共有する。
(市区町村教育委員会（指定都市立学校を除く。))
 - ・ 都道府県教育委員会を通じて報告書を提出する。(指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合)
 - ・ 学校の設置者は国に報告書を提出する。(私立・株式会社立学校の場合)
 - ・ 学校又は学校の設置者は、都道府県等担当課を通じて報告書を提出する。
- (都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合)

毎年の年度当初に、前年度の所管の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から、事故原因・傾向、再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ、所管の学校に周知し再発防止に努めるとともに、国の求めに応じてその状況を報告する。(★)

都道府県等担当課

- 学校の設置者において、報告書の提言を受けた具体的な措置及びその実施状況を適時適切に点検・評価する際に、その求めに応じて、必要な支援・助言を行う。
(都道府県教育委員会の場合)
 - ・ 市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）の求めに応じて、支援・助言を行う。(私立・株式会社立学校の都道府県等担当課の場合)
 - ・ 私立・株式会社立学校又は学校の設置者の求めに応じて、支援・助言を行う。

- 事故等の発生状況，当該指針を踏まえた基本調査及び詳細調査の実施状況について把握し，学校及び学校の設置者が，当該指針を踏まえた適切な対応をとっていない場合には，適切な対応を促す指導・助言を行う。
- 学校の設置者から提出された詳細調査の報告書を国に報告する。
- 毎年の年度当初に，前年度の当該都道府県内の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から，事故の原因や傾向，再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ，国に報告するとともに，当該都道府県内に周知し再発防止に生かす。(★)
- 都道府県内に周知する際には，公立学校及び私立学校の状況を合わせて行うことも学校における事故の再発防止に有益な情報となることから，都道府県教育委員会と私立・株式会社立学校の都道府県担当課との連携した取組も大切である。
- また，再発防止策が継続して取り組まれているかを把握し，再発防止策が継続して講じられるよう働き掛ける。



- 全国の学校における事故等の発生状況，当該指針を踏まえた基本調査及び詳細調査の実施状況，再発防止策等について把握する。
- 毎年，都道府県等から報告された調査報告書の概要や事故等の状況報告を基に事故情報を蓄積し，有識者会議等による検討や分析を行い，教訓とすべき点を整理した上で学校，学校の設置者及び都道府県等担当課に周知することにより，類似の事故の発生防止に役立てる。
- 当該指針を踏まえた事故等の対応事例や再発防止策について，都道府県教育委員会等を対象とした研修や会議等で共有し，事故発生時の対応や再発防止の普及啓発を行う。
- 必要に応じ，周知を図った再発防止策の実施状況を調査等により確認するなど，継続した再発防止に役立てる。